

第354回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年5月13日（金） 14：00～15：20
- 2 場 所 徳島県水産会館 大研修室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、島崎勝弘、
豊崎辰輝、三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、
平尾義徳、三木真之、團 昭紀、今治清孝、
福井典代、中村秀美
- 4 欠席委員 中西 敬
- 5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長、木本主事
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任、吉田主任主事
- 7 議 題
 - (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について
 - (2) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
 - (3) 漁場計画樹立方針について
 - (4) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - (5) せん漁業の操業に関する委員会指示について
 - (6) いせえびかご漁業及び類似漁業の操業に関する委員会指示について
 - (7) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (8) 知事許可漁業の申請期間について
 - (9) 第37回太平洋広域漁業調整委員会の概要について
 - (10) 第44回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要について
 - (11) その他

8 議事

局長： 定刻が参りましたので、これより第354回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中14名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長よろしく願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、また足下の悪い中大勢の方々がお集まりいただきましてありがとうございます。

それではただ今から第354回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、三原委員さんと中村委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

議題1は「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。それでは県より説明をお願いします。

水産振興課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： 何かございませんか。無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に議題２に移りたいと思います。

議題２は「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料２により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

無いようでございますので次に議題３に移りたいと思います。議題３は「漁場計画樹立方針について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料３により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 漁場の区域の話なんやけど、参考値として世界測地系を使用すると書いてあるんやけど、隣の組合との境を数字で入れるということ？

漁業調整課： 今は区域が四角形だとしたら基点が言葉で示されてるんですけど、この点について参考値として緯度経度。どこどこからこの方向に何メートルという点について、点毎に括弧して何度何分と。

委員： 隣と揉めてるとことかないん？

漁業調整課： たとえ揉めていても現状で決まっている部分がありますので。

委員： 境を全部緯度経度で入れるん？

漁業調整課： そうですね。今もすべての漁業権の基点や区域を示す点というのは必ず囲まれた部分で示されていますので、変更があるかもしれませんがそこについては参考値として緯度経度で表記させていただこうと考えております。

委員： 土地の登記するようなもんやね。緯度経度入れたら動かせん。

漁業調整課： 今でも目印から何度何メートルなんで決まっているんですが、世界測地系で表しなさいという水産庁の指導がありましたのでそれに沿った形で。ただ現状緯度経度だけだと皆さん慣れてない方もいらっしゃるので現場が混乱してもいけませんので、このたびはあくまでも参考値にはなりますが、おそらく今後ですね全国的にそういったものに変わっていくんだろうと考えています。もちろんこのタイミングで対応できない県があるということは担当者会議でも聞いておりますが、基本的に水産庁からは緯度経度で表せと。本県ではいきなり緯度経度にはできないと考えていますので、あくまでも今回は参考値ということで考えています。

委員： 緯度経度が一番わかりやすい。プロッターに入れたらいい。見通し線はわかりにくい。

漁業調整課： そうですね。プロッターだと一度入れればわかりますね。

委員： 一つ問題点があって、保安庁が許可出す時に小割とか入れるときにきちんと測って入れるのは現実的に難しい。大体このくらいという過去の経験値で入れたりするんやけども、これを上げていくと保安庁が緯度経度で言うんやけどかなりずれることを指摘されるんやけど、それ言われても浮子入れ

たら潮の流れでずれる言うてかなりの幅は認めてもらったんやけど、正確なんはわかるんやけど今後それが標準になってきたときに、それをきちっとせえ言われたときにかえって現場の方が混乱するいうんと、現状小割入れたりするときにはちょっとずつずらしたりとか許可もらってる範囲でも、できるだけ天候が変わってきたときにも、台風の影響が少ないとか低気圧が少ないとかで、現場ではちょっとだけずらしたりとかしよんやけど、あまり正確にやられるとかえって保安庁からクレームがあるかもって心配もあるんやけど。

漁業調整課： 実態としてはそういったこともあろうかとは思いますがあくまでも参考値ということですので。ただ今後は全国的にそのように変わっていくと思われますのでご承知おきください。

会長： ほかに何かございませんか。無いようでございますので、本件につきましては原案どおり異議のない旨回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案のとおり異議のない旨回答することといたします。

次に議題４に移りたいと思います。議題４は「くろまぐろに関する令和４管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは県より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料４により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

次に議題5に移りたいと思います。議題5は「せん漁業の操業に関する委員会指示について」でございます。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 先ほどの底びきの禁止ラインについて、うちの先輩に言われてるんは禁止ラインは認めんと言われている。昭和26、7年頃に県の方からこのラインは保護ライン言うてエビやカニの保護区域として線を引かしてくれと。それ以降禁止ラインにされた言うて。県にだまされたと言うてる。先輩から絶対認めるなと言われている。経緯は。禁止ラインと納得して引かしていない。

事務局： 昔の経緯までよくは承知していませんが、線については元々規則で決められていた線です。その説明の中で当時どのような説明がされたかはわかりませんが、少なくとも県で保護ラインというような認識はありません。

委員： 自分らは先輩から聞いて禁止ラインは納得いかんという認識でおるけん。これだけは言うとかな先輩に怒られる。

事務局： お話はお伺いしますが禁止ライン自体は明文化されているものなので、認めなくてもその中で操業していれば取締りの対象になるということをご理解ください。

会長： ほかにございませんか。無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することといたします。

次に議題6に移りたいと思います。議題6は「いせえびかご漁業及び類似漁業の操業に関する委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料6により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することにいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題7「知事許可漁業の許可方針の改正について」それから、議題8「知事許可漁業の申請期間について」でございます。

県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料 7， 8 により説明

会長： 説明は以上のとおりですが，本件についてご意見，ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。無いようでございますので，本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので，本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題 9 「第 3 7 回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」，それから，議題 1 0 「第 4 4 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の概要について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料 9， 1 0 により説明

会長： 説明は以上のとおりですが，本件についてご意見，ご質問等がございましたらお願いします。

何かございませんか。無いようでございますので，本件につきましてはこれで置きたいと思います。

議事は以上ですがその他何かございませんか。

それでは特に無いようですので以上をもちまして，第 3 5 4 回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。

長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上